

今日を支える、明日を変える。



# 臨時株主総会 招 集 ご 通 知

## 日 時

平成29年2月24日（金曜日）午前10時

郵送またはインターネットによる議決権行使期限  
平成29年2月23日（木曜日）午後5時25分まで

## 場 所

大阪市北区梅田三丁目1番1号  
ホテルグランヴィア大阪 20階 な にわ名庭の間  
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

## 議 案

- 第1号議案 当社とシーアイ化成株式会社との  
合併契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 合併に伴う取締役5名選任の件
- 第4号議案 合併に伴う監査役2名選任の件
- 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

## 目 次

|                  |   |
|------------------|---|
| 臨時株主総会招集ご通知…………… | 1 |
| 株主総会参考書類……………    | 3 |

証券コード 4215

**タキロン株式会社**

証券コード 4215  
平成29年2月2日

株主各位

大阪市北区梅田三丁目1番3号  
**タキロン株式会社**  
代表取締役社長 兵頭克盛

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、「議決権行使のお願い」(2頁)のとおり議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年2月24日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目1番1号  
ホテルグランヴィア大阪 20階 な にわ 名庭の間

### 3. 目的事項

#### 決議事項

- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 当社とシーアイ化成株式会社との合併契約承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                |
| 第3号議案 | 合併に伴う取締役5名選任の件          |
| 第4号議案 | 合併に伴う監査役2名選任の件          |
| 第5号議案 | 監査役の報酬額改定の件             |

以 上

## 議決権行使のお願い

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。以下のいずれかの方法により、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【株主総会にご出席される方】

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

### 【郵送により議決権を行使される方】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年2月23日（木曜日）午後5時25分までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットにより議決権を行使される方】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成29年2月23日（木曜日）午後5時25分までに議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使書の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

### 招集ご通知に関するウェブサイトへの掲載について

当社招集ご通知は、当社ウェブサイト <http://www.takiron.co.jp> にも掲載しております。  
株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

臨時株主総会当日は、株主の皆様との懇談会ならびにご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 当社とシーアイ化成株式会社との合併契約承認の件

当社とシーアイ化成株式会社（以下「シーアイ化成」といい、当社とシーアイ化成を総称して「両社」という。）は、平成28年8月5日に、両社の経営統合（以下「本経営統合」という。）に関する基本合意書を締結し、本経営統合に向けた協議・検討を行ってまいりました。

その後、両社は、平成28年12月26日に、両社間での合併（以下「本合併」という。）を行うことについて最終合意し、両社の間で本合併に係る合併契約（以下「本合併契約」という。）を締結いたしました。

つきましては、本合併を行う理由、本合併契約の内容その他本議案に関する事項は次のとおりでありますので、本合併契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本合併の効力は、本議案および第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成29年4月1日（予定）に生じることといたします。

#### 1. 本合併を行う理由

##### (1) 本合併の背景

当社は主力である建築資材や採光建材、環境・土木用資材の他、マンション用防滑性床シート、半導体・液晶製造装置に使用される工業用プレート、生体内分解吸収性骨接合材等の製造販売を行うプラスチック加工総合メーカーです。大正8年の創業以来、現在に至るまで、社会の発展とともに広がるニーズに応えるべく、時代を先取りしたプラスチック技術を結集し、独自の技術革新から数々の高品質な製品を世に送り出しており、平成31年には創業100周年を迎えます。中期経営計画「CC2017&Beyond「創業100周年に向けて」」にて記載の通り、「全てのステークホルダーにとって魅力的な企業グループとして社会に貢献する。」を経営ビジョンに据え、新規事業の戦力化と新たな分野への挑戦、グループ経営の全体最適化等を通じ、平成29年度連結売上高1,000億円以上、連結経常利益率8.0%以上の達成を目標に日々企業努力を継続しております。

シーアイ化成は建装用資材、農業用フィルム等の農業用資材、ラベル用熱収縮フィルム、

遮水シートや止水材料等の土木用資材および工業用品等の製造販売を中心とした合成樹脂加工総合メーカーです。昭和38年の創業以来、プラスチックの総合加工メーカーとして、長年蓄積してきた素材への知見と多彩な樹脂加工技術を駆使し、市場の声に応える多種多様な製品群を開発してまいりました。平成21年6月には公開買付けにより伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」という。）の子会社となり、以降、製品開発力、生産ノウハウに加え、伊藤忠商事の情報力・国内外の販売ネットワークを複合化することで、より付加価値の高い新製品・新事業を創出し、海外での市場展開を加速してまいりました。「人と地球と未来にやさしいものづくり」を合言葉に、先進技術とグループ総合力を活かして、海外での生産体制の拡充や新市場の開拓などを積極的に進めております。

一方、両社を取り巻く事業環境は、戸建住宅の新設着工戸数の伸び悩みや公共投資削減による市場の縮小、個人消費を始めとした国内需要の低迷、競合他社の参入に伴う国際的な価格競争の激化等先行きの懸念材料も多く、厳しい経営環境が続いております。

斯かる状況下、両社はそれぞれ更なる成長や発展の実現可能性について様々な検討をしてまいりました。その結果、両社が統合することで、合成樹脂加工総合メーカーとしての企業規模および事業ドメインを拡大し、事業ポートフォリオの再編並びに経営および保有資産の効率化等によるシナジー効果の発揮を通じて、将来、本合併後の会社がプラスチック加工業界におけるリーディング・カンパニーとなることが両社の企業価値の向上、ひいては全ステークホルダーの皆さまの利益につながるとの共通認識を持つに至りました。

## (2) 本合併の目的

両社は本合併を実現させることにより、以下のような諸施策を通じた更なる収益基盤強化と企業価値向上が可能となるものと考えております。本合併の目的の達成のために両社は対等の精神のもと協力し合い、本合併後は一体の精神のもと事業運営にあたるよう協議・検討を進めてまいります。

### (i) 営業力、顧客基盤の強化

両社の得意とする建築用資材、農業用資材、土木用資材分野における商品ラインナップの拡充および相互の販売チャネル活用による顧客基盤の強化を通じた成長を図る。

(ii) グローバル展開の加速

両社の海外拠点および伊藤忠商事の海外ネットワークを活用し、アジア・北米・欧州を中心とした市場での更なるマーケティング・営業体制の強化とグローバル人材の育成・活用を図る。

(iii) 生産体制の効率化

両社の保有するグローバルレベルでの生産拠点の連携や経営資源の最適配分により、効率的な生産体制を構築し、生産能力の向上および最適サプライチェーンの構築を目指す。

(iv) 技術・研究開発の強化

両社の得意とするプラスチック成型技術と長年培ってきた技術・研究開発の融合により、グローバル市場における顧客ニーズへの対応力向上および高付加価値製品開発力向上と生産技術力の強化を図る。

(v) コスト競争力の強化

共同調達や調達資材の共通化、物流効率の最適化を通じて、コスト競争力のある事業基盤の構築を目指す。

(vi) M&Aによる事業基盤の拡充と収益基盤の強化

両社の既存事業基盤の拡充や新規事業領域の獲得に資するM&Aを積極的に実行していくことで更なる収益基盤の強化を目指す。

## 2. 本合併契約の概要

当社とシーアイ化成が平成28年12月26日付で締結した本合併契約の内容は、以下のとおりであります。

### 合併契約書（写）

タキロン株式会社（以下「タキロン」という。）とシーアイ化成株式会社（以下「シーアイ化成」という。）は、タキロンとシーアイ化成との合併につき、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### （合併の方法）

第1条 タキロンおよびシーアイ化成は、本契約の定めに従い、タキロンを存続会社とし、シーアイ化成を消滅会社として、合併（以下「本合併」という。）を行う。

2 本合併に係る存続会社および消滅会社の商号および住所は、それぞれ次の各号のとおりである。

##### （1）存続会社

商 号 ： タキロン株式会社  
住 所 ： 大阪市北区梅田三丁目1番3号

##### （2）消滅会社

商 号 ： シーアイ化成株式会社  
住 所 ： 東京都中央区京橋一丁目18番1号

#### （合併に際して交付する対価に関する事項）

第2条 タキロンは、本合併に際して、本合併の効力が生ずる時点の直前時におけるシーアイ化成の株主（但し、タキロンおよびシーアイ化成を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有するシーアイ化成の株式の合計数（疑義を避けるために記せば、会社法第785条第1項に基づく株式買取請求に係る株式数を除く。）に0.975を乗じた数のタキロンの株式を交付する。

- 2 タキロンは、本合併に際して、各本割当対象株主に対し、その保有するシーアイ化成の普通株式1株につき、タキロンの普通株式0.975株の割合をもってタキロンの普通株式を割り当てる。

#### (合併存続会社の資本金および準備金の額に関する事項)

第3条 本合併によりタキロンの資本金、資本準備金および利益準備金の額は、いずれも増加させない。

#### (効力発生日および停止条件)

第4条 本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年4月1日とする。

- 2 前項の定めにかかわらず、本合併の手の続の進行に依じ必要がある場合には、タキロンおよびシーアイ化成が協議し合意のうえ、効力発生日を変更することができる。

#### (合併承認株主総会)

第5条 タキロンは、平成29年2月24日に、株主総会を開催し、本契約の承認および本合併に必要な事項に関する承認を求める。

- 2 シーアイ化成は、平成29年2月24日に、株主総会を開催し、本契約の承認および本合併に必要な事項に関する承認を求め、または当該事項に関する会社法第319条に基づく提案を行うものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、本合併の手の続の進行に依じ必要がある場合には、タキロンおよびシーアイ化成が協議し合意のうえで、前二項に規定する株主総会開催日を変更することができる。

#### (会社財産の管理等)

第6条 タキロンおよびシーアイ化成は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもって自らの業務執行ならびに財産の管理および運営を行うこととし、相手方が同意する事項を除き、その財産または権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれが高いと合理的に見込まれる行為を行ってはならない。



### (本契約の変更および解除)

第7条 本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、タキロンまたはシーアイ化成の財産状態または経営成績に重大な変動が発生したまたは判明した場合、本契約に従った本合併の実行に重大な支障となる事由または事象が発生したまたは判明した場合その他の本合併の目的の達成が困難となった場合には、タキロンおよびシーアイ化成は、協議のうえで、本契約を変更または解除することができる。

### (協議事項)

第8条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、タキロンおよびシーアイ化成で協議し合意のうえ、これを定める。

### (管轄)

第9条 タキロンおよびシーアイ化成は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、タキロンおよびシーアイ化成がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年12月26日

大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号  
タキロン株式会社  
代表取締役社長  
兵頭 克盛 ㊞

東京都中央区京橋一丁目18番1号  
シーアイ化成株式会社  
代表取締役社長  
石塚 哲士 ㊞

### 3. 会社法施行規則第191条各号に定める事項の内容の概要

- (1) 会社法第749条第1項第2号および第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項  
(会社法施行規則第191条第1号)

① 本合併に際して交付する株式の数およびその株式の割当ての相当性に関する事項

1) 本合併に係る割当ての内容

当社は、本合併に際して、本合併の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるシーアイ化成の株主に対し、その保有するシーアイ化成の普通株式1株につき、当社の普通株式0.975株の割合をもって当社の普通株式を割当て交付いたします。なお、シーアイ化成が保有する自己株式（平成28年9月30日現在8,874,999株）については、本合併による株式の交付は行いません。

|                | 当社<br>(吸収合併存続会社) | シーアイ化成<br>(吸収合併消滅会社) |
|----------------|------------------|----------------------|
| 本合併に係る<br>割当比率 | 1                | 0.975                |

(注) 1. 本合併により交付する当社の株式数：普通株式26,468,325株（予定）

上記は、シーアイ化成の平成28年9月30日時点における普通株式の発行済株式総数（36,022,000株）および自己株式数（8,874,999株）を前提として算出しております。実際には、基準時のシーアイ化成の株主（但し、シーアイ化成を除きます。）に対して、上記に記載の本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」という。）に基づいて算出した数の当社の普通株式（0.975株）を交付する予定です。したがって、シーアイ化成の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、シーアイ化成の平成28年9月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合等においては、当社が交付する株式数に変動することになります。また、交付する株式には、当社が保有する自己株式（平成28年9月30日現在7,677,864株）を充当し、残数については新株式の発行により対応する予定です。

2. 単元未満株式の取扱い

本合併に伴い、当社の単元未満株式（1,000株未満）を保有することとなるシーアイ化成の株主の皆様は、当該単元未満株式を東京証券取引所において売却することができ

ません。当該単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、会社法第192条第1項の規定に基づく単元未満株式の買取制度並びに会社法第194条第1項および当社の定款の定めに基づく、単元未満株式の買増制度をご利用いただくことができます。

### 3. 1株に満たない端数の処理

本合併により、当社の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるシーアイ化成の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

## 2) 本合併に係る割当ての内容の根拠等

### ア. 割当ての内容の根拠および理由

「1) 本合併に係る割当ての内容」に記載の本合併比率の決定にあたっては、その公正性・妥当性を期すため、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」という。）を、またシーアイ化成は野村証券株式会社（以下「野村証券」という。）を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定のうえ、それぞれ本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果等を参考に、それぞれ両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至り、取締役会において本合併比率を決定し、合意いたしました。

### イ. 算定に関する事項

#### (ア) 算定機関の名称および両社との関係

当社の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券およびシーアイ化成の第三者算定機関である野村証券は、いずれも当社およびシーアイ化成の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

#### (イ) 算定の概要

各第三者算定機関の分析概要に関しましては、別紙の「合併比率に関する各第三者算定機関の分析概要」をご参照ください。

## ウ．公正性を担保するための措置

### (ア) 算定書の取得

当社は、両社から独立した第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選定し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記イ「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社は第三者算定機関から本合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

シーアイ化成は、両社から独立した第三者算定機関として野村證券を選定し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記イ「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、シーアイ化成は第三者算定機関から本合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

### (イ) 独立した法律事務所からの助言

当社は本合併の法務アドバイザーとして、TMI総合法律事務所より、デュー・ディリジェンスの実施および本合併の諸手続きについて法的な観点から助言を得ております。

シーアイ化成は本合併の法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所より、デュー・ディリジェンスの実施および本合併の諸手続きについて法的な観点から助言を得ております。

なお、両社が選定したそれぞれの法務アドバイザーは本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

### (ウ) 独立した会計・税理士事務所からの助言

当社は本合併の財務・税務アドバイザーとして、有限責任あずさ監査法人およびKPMG税理士法人より、デュー・ディリジェンスの実施にあたり助言を得ております。

シーアイ化成は本合併の財務・税務アドバイザーとして、PwCアドバイザリー合同会社、PwCあらた有限責任監査法人およびPwC税理士法人より、デュー・ディリジェ

ンスの実施にあたり助言を得ております。

なお、両社が選定したそれぞれの財務・税務アドバイザーは本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

## エ. 利益相反を回避するための措置

伊藤忠商事は当社の発行済株式総数の30.11%（平成28年9月30日現在）の株式を保有するその他の関係会社であり、かつ、シーアイ化成の発行済株式総数（自己株式を除く。）の98.33%（平成28年9月30日現在）の株式を保有する親会社であることから、本合併は関連当事者との取引に該当します。当社は、利益相反の疑いを回避するため、以下の措置を講じております。

### （ア）第三者委員会の設置

当社は、本合併に係る意思決定過程における恣意性および利益相反のおそれを排除するとともに、公正性、透明性および客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、平成28年10月14日付で、当社、シーアイ化成および伊藤忠商事との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である水野信次氏（弁護士、日比谷パーク法律事務所）および佐野哲哉氏（公認会計士、グローウィン・パートナーズ株式会社代表取締役）並びに当社の社外取締役であり、かつ独立役員である岩本宗氏の3名により構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置し、第三者委員会に対し、(i) 本合併の目的の正当性、(ii) 本合併に係る交渉・検討過程の手の公正性、(iii) 本合併比率の公正性、および (iv) 本合併が当社の少数株主にとって不利益であるか否かについて意見を諮問しました。

第三者委員会は、平成28年10月14日から平成28年12月22日までの間において、会合を合計4回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて書面による質疑応答を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討を行うにあたり、当社の役員からのヒアリングにおいて、本合併に至る経緯、目的、当社の状況、本合併に関する交渉経緯その他の本合併に関連する事項について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施したほか、当社から提供を受けた関

連書類等の精査を実施しております。

また、当社の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本合併に用いられる合併比率の評価に関する説明を、当社の法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所から本合併の手續面における公正性を担保するために当社が採る措置並びに本合併に係る当社の意思決定の方法および過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する説明を受けております。第三者委員会は、以上のような経緯の下、上記諮問事項について慎重に協議および検討した結果、平成28年12月22日に、

- (i) 本合併により当社の企業価値の向上があると認められ、本合併の目的は正当である、
- (ii) 本合併に係る交渉・検討過程の手續は公正である、(iii) 本合併比率は公正である、
- (iv) 上記 (i) 乃至 (iii) その他の事項を前提にすると、本合併は当社の少数株主にとって不利益ではない旨を内容とする意見書を当社の取締役会に提出しております。

(イ) 取締役全員の承認および利害関係を有する監査役を除く監査役全員の異議がない旨の意見

当社の監査役のうち、本合併に係る協議・交渉が開始された時点で伊藤忠商事の従業員であった荒川勉および伊藤忠商事の役職を兼務している中島聡は、利益相反の疑いを回避する観点から、最終契約締結に係る取締役会の審議には参加していません。

また、上記の観点から、荒川勉および中島聡は、当社の立場においてシーアイ化成との協議・交渉には参加していません。

上記の当社の取締役会は、当社の取締役全員の一致で当該決議を行っており、上記の観点から審議に参加していない監査役を除く当社の監査役全員が、当社の取締役会が最終契約締結を決議することにつき異議がない旨の意見を述べております。

## ②存続会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本合併により、当社の資本金、資本準備金および利益準備金の額は増加しません。この取扱い、当社の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

- (2) 会社法第749条第1項第4号および第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項  
(会社法施行規則第191条第2号)

該当事項はありません。

- (3) 消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第3号）

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

「(株主総会参考書類別冊) シーアイ化成株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」に記載のとおりです。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

関連会社株式の売却について

シーアイ化成と株式会社クボタ（以下「クボタ社」という。）は、パイプ事業のパートナーとして、平成17年に、クボタシーアイ株式会社（以下「KCI社」という。）を合併で設立しました。

このたび、KCI社の設立から11年経ち、シーアイ化成とクボタ社で協議した結果、シーアイ化成はKCI社と株式譲渡契約を締結し、当該株式譲渡契約に基づきシーアイ化成が保有しているKCI社の全株式を売却しました。

- (4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第5号）

当社は、平成28年4月1日に退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行っております。

なお、この移行により、翌事業年度に363百万円程度の特例利益を計上する見込みであります。



## 合併比率に関する各第三者算定機関の分析概要

## 1. 当社の第三者算定機関による分析概要

(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、上場会社である当社については、当社の株式が東京証券取引所市場第一部（以下「東証第一部」という。）に上場しており市場株価が存在することから、市場株価分析（市場株価分析については、本経営統合に向けた基本合意書の締結を公表した日の前営業日である平成28年8月4日を算定基準日（以下「基準日A」という。）として、東証第一部における当社株式の基準日Aの終値、基準日Aまでの1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各取引日における終値単純平均値、並びに平成28年12月21日を算定基準日（以下「基準日B」という。）として、東証第一部における当社株式の基準日Bの終値、基準日Bまでの1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎としております。）を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」という。）を、それぞれ採用いたしました。シーアイ化成については、非上場会社であるものの、比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF分析を、それぞれ採用いたしました。各手法に基づく分析結果を総合的に勘案して本合併の合併比率の分析を行っております。なお、DCF分析については、当社およびシーアイ化成からそれぞれ提供された、本合併によるシナジー効果を加味していないスタンド・アローンベースの財務予測を算定の基礎といたしました。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDCF分析による算定の前提とした当社の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDCF分析による算定の前提としたシーアイ化成



の将来の利益計画においては、大幅な増益が見込まれている事業年度があります。これは、平成29年3月期において有価証券の売却に伴う一時的な影響を見込んでおり、平成30年3月期においては傘下の事業会社の業績伸長の影響を見込んでいます。

| 採用手法         |          | 合併比率の算定レンジ  |
|--------------|----------|-------------|
| 当社           | シーアイ化成   |             |
| 市場株価分析（基準日A） | 類似企業比較分析 | 0.744～1.253 |
| 市場株価分析（基準日B） | 類似企業比較分析 | 0.762～1.266 |
| 類似企業比較分析     | 類似企業比較分析 | 0.545～1.022 |
| DCF分析        | DCF分析    | 0.775～1.232 |

（注）三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本合併の合併比率の分析に際し、当社若しくはシーアイ化成から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料および情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。加えて、当社およびシーアイ化成の財務予測に関する情報については、当社およびシーアイ化成の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、当社またはシーアイ化成とそれらの関係会社の資産および負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、平成28年12月21日までの上記情報を反映したものであります。

## 2. シーアイ化成株式会社の第三者算定機関による分析概要

(野村證券)

野村證券は、当社については、当社の普通株式が東証第一部に上場されており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という。）を採用して算定を行いました。

シーアイ化成については、非上場会社であるものの、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

なお、市場株価平均法については、平成28年12月21日を算定基準日として、東証第一部における算定基準日の株価終値、算定基準日から5営業日前、1ヶ月前、3ヶ月前および6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値平均を採用いたしました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりとなります。

| 採用手法    |         | 合併比率の算定レンジ  |
|---------|---------|-------------|
| 当社      | シーアイ化成  |             |
| 市場株価平均法 | 類似会社比較法 | 0.656～2.112 |
| 類似会社比較法 | 類似会社比較法 | 0.672～1.749 |
| DCF法    | DCF法    | 0.732～1.147 |

野村證券は、合併比率の算定に際して、当社およびシーアイ化成から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社、シーアイ化成およびそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定

または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の合併比率の算定は、平成28年12月21日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、当社およびシーアイ化成の財務予測については、当社およびシーアイ化成の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

また、野村證券がDCF法による算定の前提としたシーアイ化成の将来の利益計画においては、大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、平成29年3月期における有価証券の売却に伴う一時的な影響を見込んでいるためです。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、第1号議案に記載のとおり、平成29年4月1日に当社とシーアイ化成との間で本合併を実施するにあたり、次のとおり定款の一部を変更するものであります。

なお、定款一部変更の効力は、第1号議案が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、その効力発生日（平成29年4月1日予定）に生じることといたします。

- (1) 本合併に伴い、定款第1条（商号）を変更
- (2) シーアイ化成の事業内容に対応するため、定款第2条（目的）を変更
- (3) 本合併により当社の発行済株式総数が増加しますので、本合併後においても機動的な資本政策を遂行することができるよう、発行可能株式総数を増加させるため、定款第6条（発行可能株式総数）を変更（発行済株式総数と発行可能株式総数の比率は従前と同比率）
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことにより、新たに責任限定契約を締結できることとなる社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第34条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更
- (5) 定款一部変更は本合併の効力発生日である平成29年4月1日をもって効力が生じる旨の附則を新設

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条 (商 号)</p> <p>当社は、<u>タキロン株式会社</u>と称し、英文では<u>Takiron Co.,Ltd.</u>という。</p>                                                                                                                                          | <p>第1条 (商 号)</p> <p>当社は、<u>タキロンシーアイ株式会社</u>と称し、英文では<u>C.I. TAKIRON Corporation</u>という。</p>                                                                        |
| <p>第2条 (目 的)</p> <p>当社は、<u>下記の事業</u>を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>合成樹脂および同製品ならびに合成樹脂被覆金属製品</u>の製造・加工・販売</p> <p>(「合成樹脂被覆金属製品」は変更案(3)「～金属材料、～それらの応用製品」に移設)</p> <p>(2) <u>無機化学工業製品の製造および販売</u></p> <p>(現行定款(4)より移設一部文言追加)</p> | <p>第2条 (目 的)</p> <p>当社は、<u>次の事業</u>を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 合成樹脂製品の製造・加工・販売</p> <p>(2) 無機化学工業製品の製造・販売</p> <p>(3) <u>電気材料、金属材料、磁性材料、超微粒子材料およびそれらの応用製品の製造・販売</u></p> |

| 現 行 定 款                                          | 変 更 案                                                   |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| (新設)                                             | <u>(4) モータおよび電子部品の製造・販売</u>                             |
| (新設)                                             | <u>(5) ゴム製品の製造・販売</u>                                   |
| (新設)                                             | <u>(6) 紙製品の製造・販売</u>                                    |
| (新設)                                             | <u>(7) 種苗、肥料、飼料および土壌改良材の製造・販売</u>                       |
| (3) 医薬品、医薬部外品、医療機器、動物用医薬品、動物用医薬部外品および化粧品の製造および販売 | (8) 医薬品、医薬部外品、医療機器、動物用医薬品、動物用医薬部外品、化粧品の、農薬および工業薬品の製造・販売 |
| (一部文言追加し変更案 (8) へ移設)                             |                                                         |
| (4) <u>合成樹脂を使用した電気材料および磁性材料の製造および販売</u>          |                                                         |
| (一部文言削除し変更案 (3) へ移設)                             |                                                         |
| (5) 各種機械器具装置の設計・製作および販売                          | (9) 各種機械器具装置および金型の設計・製作・販売・リース                          |
| (一部文言追加)                                         |                                                         |

| 現 行 定 款                                                    | 変 更 案                                                    |
|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| (6) 建設工事の請負ならびに設計・管理                                       | (10) 建設工事の請負ならびに設計・管理                                    |
| (7) 住宅建築資材の仕入・販売                                           | (削除)                                                     |
| (新設)                                                       | (11) 一般貨物自動車運送業、貨物運送取扱業および倉庫業                            |
| (新設)                                                       | (12) 不動産の賃貸                                              |
| (8) 前各号に関連する事業ならびに付帯する一切の業務                                | (13) 前各号に関連する事業ならびに付帯する一切の業務                             |
| 第 3 条<br>( 条文省略 )                                          | 第 3 条<br>( 現行どおり )                                       |
| 第 5 条                                                      | 第 5 条                                                    |
| 第 6 条 (発行可能株式総数)<br>当会社の発行可能株式総数は、 <u>1億7,800万8千株</u> とする。 | 第 6 条 (発行可能株式総数)<br>当会社の発行可能株式総数は、 <u>2億2,000万株</u> とする。 |
| 第 7 条<br>( 条文省略 )                                          | 第 7 条<br>( 現行どおり )                                       |
| 第33条                                                       | 第33条                                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第34条（監査役の責任免除）</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> | <p>第34条（監査役の責任免除）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>                                |
| <p>第35条</p> <p>（条文省略）</p>                                                                                                                    | <p>第35条</p> <p>（現行どおり）</p>                                                                                                                                                 |
| <p>第38条</p> <p>（新設）</p>                                                                                                                      | <p>第38条</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条（商号）、第2条（目的）、第6条（発行可能株式総数）、第34条（監査役の責任免除）の規定の変更は、当社とシーアイ化成株式会社の合併の効力発生日（平成29年4月1日予定）をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生後これを削除する。</u></p> |



## 第3号議案 合併に伴う取締役5名選任の件

本合併に伴い経営体制の強化および充実を図るため、新たに取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、各取締役候補者の選任の効力は、第1号議案が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、その効力発生日（平成29年4月1日予定）に生じることといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

|                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 候補者番号                                                                   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 1 <sup>いしづか てっし</sup> 石塚 哲士<br>(昭和25年11月20日生)<br>所有する当社株式の数<br>0株<br>新任 | <p>昭和50年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社<br/>平成15年 4 月 伊藤忠タイ会社社長<br/>伊藤忠マネジメント・タイ会社社長<br/>平成17年 6 月 伊藤忠商事株式会社執行役員<br/>平成18年 5 月 同社人事部長<br/>平成20年 4 月 シーアイ化成株式会社常務執行役員<br/>同社機能フィルム事業本部長<br/>平成20年 6 月 同社取締役 兼 常務執行役員<br/>平成21年 4 月 同社建装資材事業本部長<br/>平成22年 4 月 同社建装・電子事業本部長<br/>平成23年 4 月 同社取締役 兼 専務執行役員<br/>同社包材・機能フィルム事業本部長<br/>平成24年 4 月 同社代表取締役社長（現在）</p> |
| 取締役候補者とした理由                                                             | 平成20年シーアイ化成株式会社取締役に就任、機能フィルム事業本部長、建装・電子事業本部長、包材・機能フィルム事業本部長を務め、平成24年同社代表取締役社長に就任、同社において中期3ヵ年経営計画を策定し、事業の拡大と高収益化を推し進めており、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。                                                                                                                                                                                        |

|                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 候補者番号<br>2 <small>まる やす ひこ</small> 丸 裕彦<br>(昭和28年6月19日生)<br>所有する当社株式の数<br>0株<br>新任     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況<br>昭和53年 4 月 シーアイ化成株式会社入社<br>平成14年 6 月 同社農業資材部長<br>平成15年10月 同社アグリ事業部長<br>平成17年 4 月 同社執行役員 アグリ事業本部長<br>平成17年 6 月 同社取締役 兼 執行役員<br>平成19年 4 月 同社アグリ・土木事業本部長<br>平成21年 4 月 同社取締役 兼 常務執行役員<br>平成23年 4 月 同社取締役 兼 専務執行役員<br>平成24年 4 月 同社第一事業本部長<br>平成26年 4 月 同社取締役 兼 副社長執行役員（現在）<br>同社営業統括役員 兼 第一事業本部長（現在） |
| 取締役候補者とした理由                                                                            | シーアイ化成株式会社農業資材部長、アグリ事業本部長を務め、平成17年同社取締役に就任、現在同社副社長執行役員、営業統括役員 兼 第一事業本部長を務めており、事業全般に豊富な経験と知見を有していることから、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。                                                                                                                                                                                    |
| 候補者番号<br>3 <small>かわ かみ ひろ やす</small> 川上 弘恭<br>(昭和33年8月15日生)<br>所有する当社株式の数<br>0株<br>新任 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況<br>昭和56年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成19年 4 月 同社合成樹脂部長<br>平成20年 4 月 同社化学品部門長代行 兼 リーテイル・資材部長<br>平成23年 4 月 韓国伊藤忠株式会社社長（ソウル駐在）<br>平成26年 4 月 シーアイ化成株式会社常務執行役員<br>同社第二事業本部長<br>平成27年 4 月 同社取締役 兼 常務執行役員（現在）<br>同社第二事業本部長 兼 サンジップ事業部長（現在）                                                                       |
| 取締役候補者とした理由                                                                            | 伊藤忠商事株式会社において長年にわたり化学品部門および海外事業会社の経営に携わり、平成27年シーアイ化成株式会社取締役に就任、現在同社第二事業本部長 兼 サンジップ事業部長を務めており、豊富な経験と知見を有していることから、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。                                                                                                                                                                          |

|                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>候補者番号</p> <p><b>4</b> <small>さかもと ひかる</small> <b>坂本 光</b></p> <p>(昭和30年2月9日生)</p> <p>所有する当社株式の数</p> <p><b>0株</b></p> <p><b>新任</b></p>  | <p>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</p> <p>平成2年1月 シーアイ化成株式会社入社</p> <p>平成16年4月 同社栃木工場工務課長</p> <p>平成17年8月 同社生産企画部長代行</p> <p>平成22年4月 同社生産企画部長</p> <p>平成25年4月 同社執行役員</p> <p>平成28年4月 同社常務執行役員</p> <p>同社生産技術本部長 兼 佐野工場長 (現在)</p> <p>平成28年6月 同社取締役 兼 常務執行役員 (現在)</p>                                                                              |
| <p>取締役候補者とした理由</p>                                                                                                                        | <p>シーアイ化成株式会社生産企画部長を務め、平成28年同社取締役に就任、現在同社生産技術本部長 兼 佐野工場長を務めており、生産部門全般に豊富な経験と知見を有していることから、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。</p>                                                                                                                                                                                                     |
| <p>候補者番号</p> <p><b>5</b> <small>はやし ひでのり</small> <b>林 英範</b></p> <p>(昭和40年8月12日生)</p> <p>所有する当社株式の数</p> <p><b>0株</b></p> <p><b>新任</b></p> | <p>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</p> <p>昭和63年4月 伊藤忠商事株式会社入社</p> <p>平成20年4月 当社受入出向</p> <p>平成22年4月 伊藤忠商事株式会社 中国生活資材・化学品グループ長 (上海駐在) 兼 上海伊藤忠商事有限公司</p> <p>平成24年4月 同社中国エネルギー・化学品グループ長 (上海駐在) 兼 上海伊藤忠商事有限公司</p> <p>平成26年4月 同社リーテイル・資材部長</p> <p>平成27年4月 同社合成樹脂部長 (現在)</p> <p>シーアイ化成株式会社取締役 (現在)</p>                                           |
| <p>取締役候補者とした理由</p>                                                                                                                        | <p>伊藤忠商事株式会社において長年にわたり化学品部門に携わり、現在同社合成樹脂部長、シーアイ化成株式会社取締役を務めており、豊富な経験と知見を有していることから、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。</p>                                                                                                                                                                                                            |
| <p>責任限定契約</p>                                                                                                                             | <p>当社は、取締役候補者である林英範氏の選任が承認され就任した場合、期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。</p> <p>なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。</li> <li>・当該責任限定が認められるのは、取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られる。</li> </ul> |

(注) 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。

## 第4号議案 合併に伴う監査役2名選任の件

本合併による経営規模の拡大に伴い監査体制の一層の強化および充実を図るため、また、監査役のうち荒川勉氏は平成29年3月31日をもって辞任されますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、各監査役候補者の選任の効力は、第1号議案が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、その効力発生日（平成29年4月1日予定）に生じることといたします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

|                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 候補者番号<br><br>1 藤岡 敬之<br>(昭和30年11月12日生)<br>所有する当社株式の数<br>0株<br>新任<br>社外監査役候補者 | 略歴、地位および重要な兼職の状況<br>昭和54年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成21年 4 月 同社欧州経営企画部長（ロンドン駐在）兼<br>伊藤忠欧州会社<br>平成25年 4 月 同社開発・調査部長 兼<br>開発・調査部コンプライアンス責任者<br>平成27年 6 月 シーアイ化成株式会社常勤監査役（現在）                                                                                               |
| 社外監査役候補者とした理由                                                                | 伊藤忠商事株式会社において経営企画、開発・調査、コンプライアンス部門に携わり、現在シーアイ化成株式会社常勤監査役を務め、豊富な経験と高度な知識を有していることから、経営管理の実務経験や見識に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・チェックをいただけると期待しているためであります。                                                                                                           |
| 責任限定契約                                                                       | 当社は、社外監査役候補者である藤岡敬之氏の選任が承認され就任した場合、期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。<br>なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。<br>・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。<br>・当該責任限定が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られる。 |

|                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 候補者番号<br><b>2</b> <small>たかさき かずひろ</small> <b>高崎 一裕</b><br>(昭和28年9月4日生)<br>所有する当社株式の数<br><b>0株</b><br><b>新任</b><br><b>社外監査役候補者</b> | 略歴、地位および重要な兼職の状況<br>昭和51年 4 月 シーアイ化成株式会社入社<br>平成21年 4 月 同社執行役員<br>同社土木産業資材製造事業部長 兼 栃木工場長<br>平成22年 4 月 同社生産技術本部長<br>平成22年 6 月 同社取締役 兼 執行役員<br>平成23年 4 月 同社取締役 兼 常務執行役員<br>平成24年 4 月 同社生産技術本部長 兼 関東工場長<br>平成25年10月 同社生産技術本部長 兼 品質・環境管理室長 兼 関東工場長<br>平成26年 4 月 同社取締役 兼 専務執行役員<br>同社生産技術本部長 兼 環境管理室長<br>平成28年 4 月 同社取締役<br>平成28年 6 月 同社常勤監査役（現在） |
| 社外監査役候補者とした理由                                                                                                                      | シーアイ化成株式会社において長年にわたり生産技術部門に携わり、現在常勤監査役を務めており、事業および生産全般に豊富な経験と知見を有していることから、取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・チェックをいただけると期待しているためであります。                                                                                                                                                                                                              |
| 責任限定契約                                                                                                                             | 当社は、社外監査役候補者である高崎一裕氏の選任が承認され就任した場合、期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。<br>なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。<br>・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。<br>・当該責任限定が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られる。                                                                           |

(注) 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、「年額60,000千円以内」としてご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案に記載のとおり、平成29年4月1日に当社とシーアイ化成との間で本合併を実施するにあたり、経営規模の拡大に伴う監査体制の一層の強化および充実に対応するため、監査役の報酬額を「年額70,000千円以内」と改定させていただきたくお願いするものであります。

監査役の員数は、現在3名（うち社外監査役2名）であります。本合併の効力発生日（平成29年4月1日予定）に4名（うち社外監査役2名）となります。

なお、報酬額改定の効力は、第1号議案が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、その効力発生日に生じることといたします。

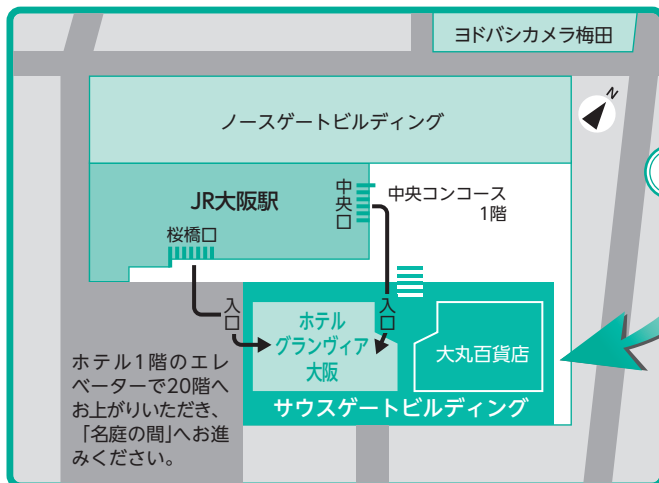
以 上

[illegible]

# 臨時株主総会 会場ご案内図

【株主総会会場】

な に わ  
ホテルグランヴィア大阪 20階 名庭の間  
大阪市北区梅田三丁目1番1号 TEL 06-6344-1235 (代表)



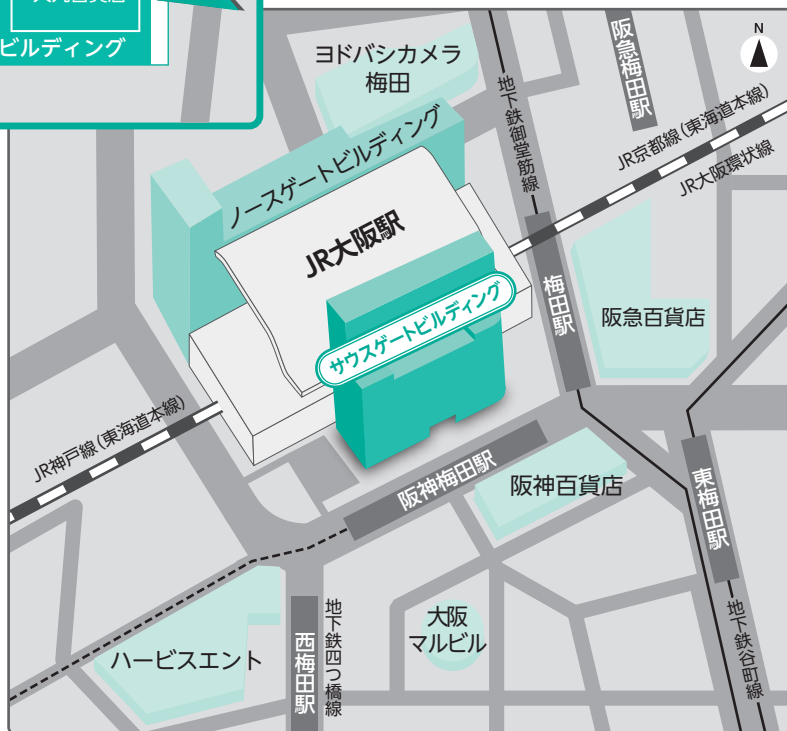
## 交通のご案内



JR大阪駅

1階中央改札を出て右手すぐ

当日は駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



臨時株主総会当日は、株主の皆様との懇談会ならびにご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

